

女性活躍推進法に基づく知内町特定事業主行動計画

平成28年 4月 1日

知 内 町 長
知内町議会議長
知内町教育委員会
知内町選挙管理委員会
知内町代表監査委員
知内町農業委員会

知内町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、知内町長、知内町議会議長、知内町教育委員会、知内町選挙管理委員会、知内町代表監査委員、知内町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うとともに、必要に応じ、知内町女性職員活躍推進委員会を設置し、これらについて協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町代表監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

① 採用した職員に占める女性職員の割合（新規採用職員、平成26年度以前5年間の実績）

年度	新規採用数	左の内女性の数	女性の割合（％）
平成26年度	7	2	28.6
平成25年度	6	—	—
平成24年度	4	1	25.0
平成23年度	5	2	40.0
平成22年度	1	—	—
合計	23	5	(平均) 21.7

◆計画終期である平成32年度までに新規採用女性職員の割合(5年平均)をほぼ倍増の40%と設定する。

②管理的地位にある職員に対する女性職員の登用

管理職員の状況

議会事務局長	1名	(内女性0名)
課長	7名	(内女性0名)
室長	1名	(内女性0名)
主任技師	1名	(内女性0名)
スポーツセンター長	1名	(内女性0名)
保健センター長	1名	(内女性0名)
合計	12名	(内女性0名)

◆計画終期である平成32年度までに管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を現行0%から25%(3名)に引き上げる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組み及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町代表監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 新規採用職員に占める女性職員の割合の向上

これまでも性差なく事務遂行能力等を基準として職員を採用してきているが、今後も能力に応じて性差のない公平な職員採用を継続し、女性比率である50%への接近を目指す。

(2) 管理的に地位にある職員の割合の向上

これまでも性差なく能力・適性に応じて管理職への登用を行ってきており、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)等への研修も性差なく積極的に参加させている。今後も各種の研修受講を積極的に推進し、女性職員の資質向上に努め、管理職員として女性が活躍できる体制の充実に努める。

(3) その他の取組み

上記の取組みの外、子育てを必要とする職員の時間外勤務縮減や、有給休暇取得率の改善等を通じ育児と就労の両立支援に対し十分配慮する。